

運 転 免 許 自 主 返 納

優 遇 定 期 貯 金

適 用 金 利

スーパー定期貯金 1年もの

店頭金利にプラス

年 **0.3%**

(令和6年4月1日現在)

お 預 入 れ 金 額

100 万円以内

※お預入れ金額には条件がございます。

詳しくは下記「お預かり条件」をご確認ください。

ご 利 用 い た だ け る 方

徳島県内に在住の満65歳以上の個人のお客さまで、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」をご提示いただける方

お 預 か り 条 件

●貯金の種類 スーパー定期貯金(単利型) ●預入期間 1年 ●適用金利 預入時の約定利率を満期日まで適用いたします。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時店頭表示利率を当該満期日まで適用いたします。●中途解約について 原則として、中途解約はできません。やむを得ず中途解約された場合は、JA所定の中途解約利率により計算した利息を元金とともにお支払いいたします。●お預け入れ金額 100万円以内ただし、すでに運転免許自主返納優遇定期をお預入れいただいている場合は、これを含め、お一人100万円以内とさせていただきます。また、お預入れは一人1店舗に限らせていただきます。 ※スーパー定期貯金の商品内容については、当JAホームページに掲載している商品概要説明書をご確認ください。 ※金融情勢の変化により、利率を見直しさせていただく場合がございます。



©よりぞう



JA徳島市 金融共済部 ☎(088) 622-8003

詳しくは、下記取扱店舗へお問い合わせください。

八万支所 ☎(088)622-4957 佐那河内支所 ☎(088)679-2221 多家良支所 ☎(088)645-0111
加茂名支所 ☎(088)631-3408 国府支所 ☎(088)642-1044 徳島支所 ☎(088)632-0155
眉山支所 ☎(088)668-0334 川内支所 ☎(088)665-0924

下記事務所ではお問い合わせのみ受け付けております。

渭東事務所 ☎(088)664-0710 不動事務所 ☎(088)631-0511 北井上事務所 ☎(088)642-1210
応神事務所 ☎(088)641-1115 勝占事務所 ☎(088)669-0611 南井上事務所 ☎(088)642-1235

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞ J A徳島市運転免許自主返納優遇定期貯金

(令和6年4月1日現在)

商品名	・ J A徳島市運転免許自主返納優遇定期貯金
ご利用いただける方	・ 個人 ・ 徳島県内に在住の満65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」をご提示いただける方。
期間	・ 定型方式 1年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 1円以上100万円以内 ※すでに J A徳島市運転免許自主返納優遇定期貯金をお預入れいただいている場合は、これを含め、お一人100万円以内とさせていただきます。 お預け入れは一人、一店舗に限らせていただきます。 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以後に一括して支払いします。
利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	・ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・ 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・ 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・ 個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6ヶ月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%

<p>貯金保険制度 (公的制度)</p>	<p>・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支所または本所金融共済部（電話：088-622-8003）にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 または下記の相談所でも受け付けております。 JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、下記機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記相談所にお申し出ください。）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A徳島市